

四日市市楠交流会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 3 0 号

四日市市楠交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市楠交流会館条例施行規則（平成 2 7 年四日市市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(開館時間等)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、四日市市楠交流会館図書室(以下「図書室」という。)の<u>開室時間</u>は、午前 9 時から午後 5 時までとする。</p> <p>3 前 2 項の<u>開館時間</u>、<u>開室時間</u>、窓口業務日及び窓口業務時間は、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p>	<p>(開館時間等)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、四日市市楠交流会館図書室(以下「図書室」という。)の<u>開館時間</u>は、午前 9 時から午後 5 時までとする。</p> <p>3 前 2 項の<u>開館時間</u>、窓口業務日及び窓口業務時間は、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p>
<p>(休館日等)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 図書室の<u>休室日</u>は、前項の規定のほか、月曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)に規定する休日とする。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 図書室の<u>休館日</u>は、前項の規定のほか、月曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)に規定する休日とする。</p>
<p>(図書室の利用手続)</p> <p>第 1 6 条 図書室及び図書室の資料(以下「資料」という。)を利用しようとする</p>	<p>(図書室の利用手続)</p> <p>第 1 6 条 図書室及び図書室の資料(以下「資料」という。)を利用しようとする</p>

者は、資料の図書室外利用を除き、利用
手続を必要としない。

(資料の館外利用)

第17条 資料を図書室外で利用できる
者は、次のとおりとする。

(1)及び(2) (略)

2 前項に規定する者で、資料を図書室外
で利用しようとするときは、四日市市楠
交流会館図書室個人貸出申込書(第5号
様式)を市長に提出し、四日市市図書館
共通貸出券(第6号様式)の交付を受け
なければならない。

3 図書室外で利用できる資料は、1人1
0冊以内とし、利用期間は資料の貸出し
を受けた日の翌日から起算して2週間
以内とする。

4 次の各号のいずれかに該当する資料
は図書室外では利用できない。

(1)及び(2) (略)

者は、資料の館外利用を除き、利用手続
を必要としない。

(資料の館外利用)

第17条 資料を館外で利用できる者は、
次のとおりとする。

(1)及び(2) (略)

2 前項に規定する者で、資料を館外で利
用しようとするときは、四日市市楠交流
会館図書室個人貸出申込書(第5号様
式)を市長に提出し、四日市市図書館共
通貸出券(第6号様式)の交付を受けな
なければならない。

3 館外で利用できる資料は、1人10冊
以内とし、利用期間は資料の貸出しを受
けた日の翌日から起算して2週間以内
とする。

4 次の各号のいずれかに該当する資料
は館外では利用できない。

(1)及び(2) (略)

改正後

別表(第12条関係)

附属設備使用料

種別	単位	金額	備考
拡声器	1回	550円	
映像機器	1回	1,100円	

改正前

別表(第12条関係)

附属設備使用料

種別	単位	金額	備考
拡声器	1回	<u>530円</u>	
映像機器	1回	<u>1,050円</u>	

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

四日市市楠交流会館 使用許可・使用料減免 申請書

受付番号

申請日

四日市市長

◎申請者情報

利用者番号
 利用者名
 代表者名
 代表者住所
 代表者電話番号
 連絡先名
 連絡先住所
 連絡先電話番号

下記のとおり施設を使用したいので申請します。

◎使用情報

使用施設
 使用目的
 使用人数

◎使用一覧

	使用日	室場(備品)	使用料	延長	金額
	使用時間		減免	割増	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		計			
備考 減免理由:楠交流会館条例施行規則第10条第1項の規定による			請求合計額		
			収納済額		
			支払方法		

四日市市楠交流会館 使用許可・使用料減免決定書

受付番号
申請日
許可日

四日市市長 (公印省略)

◎申請者情報

利用者番号
利用者名
代表者名
代表者住所
代表者電話番号
連絡先名
連絡先住所
連絡先電話番号

下記のとおり、施設の使用を許可します。

◎使用情報

使用施設
使用目的
使用人数

◎使用一覧

	使用日	室場(備品)	使用料	延長	金額
	使用時間		減免	割増	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
計					

備考 減免理由: 楠交流会館条例施行規則第10条第1項の規定による	請求合計額	
	収納済額	
	支払方法	

上記のとおり領収しました。 楠交流会館 四日市市楠町北五味塚1211-1 現金取扱員	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">使用料領収済印</td> </tr> <tr> <td style="height: 80px;"> </td> </tr> </table>	使用料領収済印	
使用料領収済印			

第5号様式を次のように改める。

発行		四日市市楠交流会館図書室 個人貸出申込書	登録日						
入力									
利用者 コード									

太線の中を記入してください。
ご記入いただいた個人情報は、図書室業務以外の目的には使用しません。

ふりがな		生年月日	西暦・大正・昭和・平成・令和
氏名			年 月 日生
住所	(〒 —) 市 郡	アパート名・部屋番号などもあればご記入ください	
電話	自宅 携帯 その他 []	() —	保護者名
	自宅 携帯 その他 []	() —	
学校名 または 勤務先	勤務先電話() —	ネット予約用パスワード ・希望する ・希望しない	

本人確認 1免許証 2マイナンバーカード 3学生証 4他 [] 受付 []

発行		四日市市楠交流会館図書室 個人貸出申込書	登録日						
入力									
利用者 コード									

太線の中を記入してください。
ご記入いただいた個人情報は、図書室業務以外の目的には使用しません。

ふりがな		生年月日	西暦・大正・昭和・平成・令和
氏名			年 月 日生
住所	(〒 —) 市 郡	アパート名・部屋番号などもあればご記入ください	
電話	自宅 携帯 その他 []	() —	保護者名
	自宅 携帯 その他 []	() —	
学校名 または 勤務先	勤務先電話() —	ネット予約用パスワード ・希望する ・希望しない	

本人確認 1免許証 2マイナンバーカード 3学生証 4他 [] 受付 []

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の四日市市楠交流会館条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う附属設備の使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う附属設備の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(市民生活部市民生活課)